富士川町森林環境譲与税活用検討委員委嘱式及び
令和７年度第２回検討委員会　次第

日時　令和7年 11 月 14 日（金）　14 時～
場所　富士川町役場　２階会議室

1　開　会

2　委嘱状交付

3　町長あいさつ

4　自己紹介

5　役員選出

6　委員会の所掌事項について

7　協議事項

（1）　森林環境譲与税活用に関する意見について

（2）　安全装備品購入費の助成制度について

（3）　その他

7　その他

8　閉　会　副委員長

富士川町森林環境譲与税活用検討委員　　順不同・敬称略

区分	氏名	役職	備考
林業事業体代表	望　月　　隆		峡南森林組合　参事
学識経験者	深 沢　勝 也		恩賜林保護団体　代表
	樋　口　吉　彦		恩賜林保護団体　代表
	大 森　きよ子		教育職経験者
	増 原　俊 郎		行政職経験者
	大 森 智 恵 美		主任児童委員
公募委員	豊 田　麻 美		眷米区在住
	依 田　政 利		中部区在住
関係機関職員	長　池　卓　男		県森林総合研究所　特別研究員
	西　川　　勲		県峡南林務環境事務所 森づくり推進課長・林業普及指導員
	武 居　正 道		県峡南林務環境事務所　林業指導担当
町職員（※任命）	西 川 修 司		防災交通課長
	小 林 喜 文		子育て支援課長
	井 上 勝 彦		土木整備課長
	小　林　　恵		教育総務課長

任期　：　令和7年11月1日～令和9年10月31日　（2年間）

（事務局）

所属　・　役職		氏名
産業振興課	課　　長	望月　奈緒美
	農　林　振　興　担　当	松住　みゆき
		石 部　大 雅
		丸　山　雪　弦
	地域林政アドバイザー	中 嶋　則 夫

富士川町森林環境譲与税活用検討委員会の所掌事項について

1 設置の目的

- 令和元年に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行し、市町村への森林環境譲与税の譲与が開始
- 令和元年度から令和５年度までは、「富士川町森林整備計画」に基づいた森林整備等の費用に森林環境譲与税を活用
- 令和６年度からは、国民に森林環境譲与税の財源となる「森林環境税」の課税が開始されるため、森林環境譲与税を事業に活用するにあたり、広く町民の意見を聴取し、計画的かつ効果的な税の活用に資することを目的に「富士川町森林環境譲与税活用検討委員会」を設置

2　組織

委員会は、15 人以内を持って組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(1)　町内林業事業体の代表者
(2)　学識経験者
(3)　公募委員
(4)　関係行政機関の職員
(5)　町職員
(6)　その他町長が適当であると認める者

3　任期

2 年間　（令和 7 年 11 月 1 日　～　令和 9 年 10 月 31 日）

4　所掌事項

委員会は、森林環境譲与税の活用に関することについて検討し、その検討結果を町長に報告する。

5　これまでの検討内容

- 令和 5 年 11 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日までの検討会では、森林整備に係わることのほか、主に「富士川中学校の新校舎の木質化」や「子育て支援に関する事業への充当」、そして新たな活用事業について議論を行った。
- 令和 8 年度以降の取り組みとして、令和 7 年度第 1 回目の検討委員会において、林業事業者への支援を中心に検討を行った。

6　活用実績

令和元年度～　・森林経営管理制度に基づいた意向調査
・森林病害虫対策
・林地台帳整備
・地域林政アドバイザーの雇用

令和６年度　・森林経営管理制度に基づいた森林整備
・富士川中学校建設に係わる事業への充当

令和７年度　・森林経営管理制度に基づいた森林集積計画策定
・保育所への木製テーブルの作成
※　富士川中学校建設に係わる事業への充当
※　富士川町児童センターの木製絵本収納棚作成
※　森林経営管理制度に基づいた森林整備

（　※　は現在取り組んでいる事業内容　）

7　今後のスケジュール

9 月 29 日(月)　第１回検討委員会　(開催済み)

11 月 14 日(金)　第２回検討委員会

～　11 月下旬　令和７年度検討結果について町長に報告

～　３月頃　令和８年度以降の活用事業の決定

資料１

森林環境譲与税活用に関する意見について

1　富士川中学校校舎建設事業への充当について

【主な意見】
(1)　間伐等の森林に係るような体験イベントを今後も開催して欲しい。
　※　山梨県緑化推進機構の補助制度の活用も検討する。

(2)　学校の教育的なカリキュラムに森林環境学習を入れることを検討する。

2　子育て支援に関する事業への充当について

【主な意見】
・特になし

3　令和８年度以降の活用事業の検討について

【主な意見】
〈安全装備〉
・林業事業者にとっては非常にありがたい。
・　どのような基準で運用するかしっかりと決めておく必要がある。

〈新たに建設や改修を予定している公共施設の木質化〉
・　身近に木に触れられるところがあるというのは、森林が多い町には、非常に大事なことだと思われる。今後も検討を続けて欲しい。
・　町有林を使った備品等を子どもたちが使えるようにしたい。
・　単純に作るだけではなく、なぜ譲与税を活用し、町産材で作るのかということを考えながら対応していけると良い。

〈重要インフラ周辺森林整備事業〉
・　枝を切っただけでは解決しない問題もある。
・　県と相談しながら、インフラ事業で間伐の間伐を検討すると効果的。
・　狭隘な道路にも電線は多いため、ある程度手が入るような形で安全を確保していければ、住民の生活のためにもなると思われる。

〈森林整備関係〉

・　森林境界明確化も検討して欲しい。

〈その他〉

・　森林に興味を持ってもらえるような活動にも譲与税を充当できると良い。
・　獣による食害対策
・　補助金や森林に係る啓発等のソフト事業の検討

資料２

安全装備品購入費の助成制度

1　目的

・　安全意識の向上
・　林業労働災害の抑制
・　担い手育成
・　森林整備の促進

2　対象事業者(条件)

【必須】

・　町内に事業所や支店がある者
・　町内の森林整備事業に積極的に取り組むことが出来る者

【いずれかに該当】

・　山梨県が「意欲と能力のある林業経営体」又は「育成経営体」に認定している者
・　国や県の補助金等の交付を受け、町内の森林整備に係る事業を実施する者
・　町内の森林整備に係る入札参加資格を有する者

【除外要件】

・　国や県等から同一目的の補助金を受けている者
・　過去１年以内に森林法に基づく、地方公共団体から指導書等の命令を受けた者

3　対象物品

他の自治体の例を参考にして選定

4　備考

限度額を設定し、複数回申請ができるような仕組みとする。

令和６年度 秩父地域小規模林業者等支援事業のうち
安全対策事業（拡充）

１．概要

自伐型林業等多様な林業の担い手の安全確保のため、安全装備品等の購入費用に対して支援します。

２．補助対象等

（１）補助対象者：秩父地域の林業者
（２）補助率：２分の１（年度あたり上限２０万円）
（３）対象製品：裏面を参照

３．拡充事項

（１）補助対象に通信機器（トランシーバー、インカム等）を追加
（２）チェーンソー、刈払機を追加

（※対象機械の特別教育を修了していることが条件になります。）

チェーンソー
防護ズボン

ヘルメット

チェーンソー

〇問い合わせ先
秩父地域森林林業活性化協議会
（電話：0494-26-5301、開所日：月・火・水）
又は、秩父市農林部森づくり課
（電話：0494-22-2369）

〇詳細はこちら
（HP「森の活人」）

補助対象製品

番号	対象品分類	分類の定義	選定基準
1	チェンソー防護ズボン	チェンソー作業時に着用するズボン及びその付属品（サスペンダー、延長ベルト等）	Class1※1またはClass1準拠※2以上
2	チェンソー防護チャップス	チェンソー作業時に着用するチャップス	Class1またはClass1準拠以上
3	チェンソー防護ブーツ	チェンソー作業時に着用するブーツ	Class1またはClass1準拠以上
4	安全靴 安全長靴 安全地下足袋	チェンソー作業時以外に使用する履物	安全靴は、JIS規格S種またはJSAA規格を取得しているもの
5	林業用ヘルメット	作業用ヘルメットとして、バイザー・イヤマフ・アゴ紐がセットになったもの	厚生労働省が定める、飛来・落下物用安全帽（保護帽）の検定合格品
6	林業用手袋	林業向けの手袋	振動軽減機能や耐切創機能等の付加機能を備えたもの
7	林業用ジャケット	林業向けのジャケット	高視認性や耐切創機能等の付加機能を備えたもの（レインウェアは対象外）
8	空調服	熱中症防止のためのファン付ジャケット	同左。バッテリー等付属品のみの購入は不可。
9	その他身体保護具	上記以外で、刃物類から身体を保護する用品（脚絆、腕カバー等）、落下防止器具（案全帯等）	同左
10	防虫・防獣用品	虫や獣等の被害から身を守るための用品（ポイズンリムーバー、ハチ防護服、ハチ除けスプレー、救急セット等）	同左
11	かかり木処理器具	かかり木処理に利用するフェリングレバーや木回しベルト等	同左
12	通信機器	林業現場で安全作業を行うためのトランシーバー、インカム等	同左
13	チェーンソー、刈払機	チェーンソー、刈払機	左記機械に係る特別教育を修了していること

※１　欧州の安全認証（EN381-5）において、秒速20mで回転するソーチェンが接触した際、瞬時に回転を止める機能を有する防護服に与えられる認証。

※２　欧州の安全認証（EN381-5）に沿って性能試験を実施し、秒速20mで回転するソーチェンが接触した際、瞬時に回転を止める機能を有するもの。